

○大府市ひとり親家庭等学習塾利用助成（中学３年生受 験応援）事業実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、低所得の子育て世帯の子どもの学びに係る経済的負担を軽減することにより、子どもの学習環境を確保するとともに子どもの学力及び学習意欲の向上を図るため、学習塾が提供する学校外教育サービスの利用に係る費用の全部又は一部を助成する大府市ひとり親家庭等学習塾利用助成事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する中学校及び特別支援学校（中学部に限る。）に在学する第３学年並びに義務教育学校（後期課程に限る。）に在籍する第９学年に在籍する生徒をいう。
- (2) 学校外教育サービス 中学校学習指導要領（平成２９年文部科学省告示第６４号）に定める教科（国語、社会、数学、理科及び外国語に限る。）について、学習指導を行うサービスをいう。
- (3) 学習塾 市内の事業所において、学校外教育サービスを有償で提供する事業者をいう。

（事業の対象者）

第３条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する生徒及びその保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童扶養手当の給付を受けている世帯に属する者
- (2) 市町村民税が非課税である世帯に属する者

（交付対象経費）

第４条 助成金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、助成金の申請のあった日の属する月から当該年度の３月３１日までの期間に要した進学に係る受験のために要した次に掲げる経費で、第８条の規定により参画事業者の登録をした学習塾に支払ったものとする。

- (1) 学習塾への入会・入塾に係る初期費用（入会金、入塾金等）
- (2) 学校外教育サービスの受講に係る費用（授業料、受講料、月謝等）
- (3) 学習塾で購入を義務付けられている教材費用（テキスト代等）
- (4) 試験料（学習塾が実施する学力テスト等で、学習塾から発行された書類で試験料が確認できるものに限る。）

（助成金の額）

第５条 助成金の額は、交付対象経費の額とし、生徒１人当たり１００，０００円を上限とする。

(認定申請)

第6条 事業を利用しようとする保護者（以下「申請者」という。）は、大府市ひとり親家庭等学習塾利用助成事業利用認定（変更）申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 児童扶養手当の給付を受けていることを証する書類（第3条第1号に該当する場合に限る。）
- (2) 市町村民税が非課税であることを証する書類（第3条第2号に該当する場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利用認定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、大府市ひとり親家庭等学習塾利用助成事業利用認定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(参画事業者の登録)

第8条 事業の参画事業者として登録を受けようとする学習塾は、大府市ひとり親家庭等学習塾利用助成事業参画事業者登録申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

(登録の実施)

第9条 市長は、前条の規定により登録の申請をした学習塾が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、事業の参画事業者として登録をするものとする。

- (1) 事業の趣旨及び目的に賛同し、生徒の学力及び学習意欲の向上のため良質な学校外教育サービスを提供すること。
- (2) 学校外教育サービスのうち、生徒を対象とする教科（国語、数学、理科、社会又は英語）のいずれかを有償で提供している実績を有し、市内で事業を実施している民間の事業者であること。
- (3) 提供する学校外教育サービスが、市内の特定の事業所に生徒を集め、集団又は個別に補習、教科指導等の学習指導を行うものであること（ただし、通信教育、インターネットを利用する指導等の通信によるサービスは含まない。）。
- (4) 提供する学校外教育サービスが、特定の個人又は団体のみを対象とせず、広く参加を募っていること。
- (5) 学校外教育サービスの対価として徴収する費用が、回数や時間数などの単位で明瞭に設定され、それが明示されていること。
- (6) 名簿、出席記録等の記録が整備され、生徒の出欠、参加、指導履歴等の管理が適切に行われていること。
- (7) 代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれる事業者であること。
- (8) 個人情報保護について万全を期していること。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた学習塾に通知しなければならない。

3 市長は、前条の規定による登録の申請が第1項に規定する基準に適合しないと認める

ときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、第8条の規定による申請に虚偽の記載があるときは、その登録を拒否しなければならない。

(学習塾に係る情報の提供)

第11条 市長は、対象者に対し、事業の参画事業者である学習塾に係る情報で事業の実施に資すると認める情報を提供することができる。

(利用認定の取消し)

第12条 市長は、第7条の規定による認定を受けた生徒又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定（以下「利用認定」という。）を取り消すことができる。

(1) 本市の区域内に住所を有さなくなったとき。

(2) 第3条各号のいずれにも該当しないことが分かったとき。

2 利用認定を受けた対象者は、前項各号のいずれかに該当したときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定により利用認定を取り消すときは、大府市ひとり親家庭等学習塾利用助成事業利用認定取消通知書（第4号様式）により、当該利用認定を受けた対象者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

(助成金の交付申請及び請求)

第13条 助成金の交付を受けようとする受給者は、当該年度の3月31日までに大府市ひとり親家庭等学習塾利用助成金交付申請書兼請求書（第5号様式）に、交付対象経費の金額、生徒名、保護者名及び学習塾名が確認できる領収書、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 学習塾の利用を終了する前に助成金の交付を受けようとする者は、1か月分からまとめて前条の規定による申請及び請求をすることができるものとする。

(助成金の額の確定及び支払い)

第14条 市長は、前条の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び助成金の額について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該受給者に対し、大府市ひとり親家庭等学習塾利用助成金交付決定通知書（第6号様式）により通知するとともに、助成金を当該受給者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金を交付することが不相当であると認めたときは、大府市ひとり親家庭等学習塾利用助成金不交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 第3条の規定に該当しないことが分かったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載する行為があったとき。
- (4) その他市長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。